

令和５年第６回嘉麻市農業委員会総会議事録							
招集年月日		令和５年６月９日					
招集の場所		嘉麻市役所５階会議室					
開閉会日時 及　び　宣　言		開会　令和５年６月９日　１０時３０分		開会宣言		縄　田　　　緑	
		閉会　令和５年６月９日　１１時３０分		閉会宣言		縄　田　　　緑	
付議案件		①　議案第１９号　農地法第３条の規定による許可申請について （４件） ②　議案第２０号　農地法第５条の規定による許可申請について （１件） ③　議案第２１号　農用地利用集積計画（案）の決定について （３４件） ④　議案第２２号　農用地利用配分計画（案）の決定について （１件） ⑤　議案第２３号　令和４年度最適化活動の点検・評価について ⑥　通知第６号　農地法第１８条第６項の規定による通知について （２件）					
出席及び欠席		出席　１２名 欠席　３名					
議事録署名委員		２番	山　田　恵　子		３番	嶋　田　尋　美	
職務の為委員会に 出席した者の氏名		事務局長	松　尾　典　子		庶務係長	犬　丸　貴　弘	
		主任主事	守　上　　　諄				
農業委員 出席状況		議席 番号	氏　名	出欠	議席 番号	氏　名	出欠
		１	武　田　陽　一	○	９	田　中　　　久	○
		２	山　田　恵　子	○	１０	松　尾　孝　嗣	×
		３	嶋　田　尋　美	○	１１	品　原　勇　二	×
		４	田子森　富雄	○	１２	井　手　　　勇	○
		５	中　嶋　　　誠	○	１３	中　村　由　美	○
		６	藤　島　　　進	○	１４	縄　田　　　緑	○
		７	添　田　　　實	○	１５	縄　田　精　二	○
		８	山　崎　健　一	×			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏 名	出欠	担当地区	氏 名	出欠
	大隈町	松岡茂美	○	牛隈	松本隆二	○
	下山田	有江卓一郎	×	山野	藤春崇	×
	平	永水敏光	○			

第 6 回嘉麻市農業委員会総会（令和 5 年 6 月 9 日）

事 務 局	会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員 15 名中、出席者 12 名、欠席者 8 番 山崎委員、10 番 松尾委員、11 番 品原委員、3 名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。
事 務 局	本日の資料の確認をさせていただきます。 事前に郵送しておりました令和 5 年第 6 回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日お配りしています最適化活動の点検・評価の 4 点です。 ご確認をお願いいたします。 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
副 会 長	只今より、令和 5 年第 6 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
事 務 局	続きまして「農業委員憲章」の朗読でございますが、新型コロナウイルスの感染予防のため、読み上げにつきましては、中止させていただきますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
事 務 局	会長挨拶をお願いいたします。
会 長	【会長挨拶】
事 務 局	議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
議 長	それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？
会 場	【異議なしの声】
議 長	署名委員につきましては、2 番の山田委員と 3 番の嶋田委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第 19 号を議題といたします。
事 務 局	それでは 1 ページをお願いいたします。 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。 令和 5 年 6 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

農地法第3条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 他1筆 地目：田 地積：1,267 m²

申請事由：規模拡大

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (95)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇番地 6 〇〇〇〇 (73)

譲受人耕作地 自作地：5,475 m² 借入地：なし 貸付地：なし

権利内容：所有権移転 売買

事務局	この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
議長	審議番号 1 番について、地区担当：松岡推進委員に説明をお願いいたします。
松岡推進委員	地区担当の松岡です 今ご説明がありました譲受人、譲渡人の両人にお会いしました。お話をさせていただきましたが特別問題はございませんので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？
武田委員	これ、〇〇さん 95 歳じゃないですか
松岡推進委員	娘婿の方が家に帰ってこられまして、作業されるそうです。 新しくトラクターとコンバインを買っております。地元の作業などいろいろなものに参加しておられます。やる気はあると思います。
武田委員	分かりました。だったら名前変えるのが一番いいんですけど。
議長	他にご質問ございませんか？ 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会場	【挙手】
議長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 ここで推進委員の交代をお願いします。 続きまして、審議番号 2 番をお願いします。

事務局 それでは、2 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 2

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇〇 地目：畑 地積：6,524 m²

申請人譲受人：飯塚市〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇 (35)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇 (41)

譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし 計：なし

申請事由：贈与による

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の兄であります〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして 3 ページに位置図、4 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号 2 番について、地区担当：有江推進委員が所用で欠席のため事務局追加説明がありましたらよろしくお願いいたします。

追加説明がないようですので

審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代をお願いします。

議長 続きまして、審議番号 3 番について、添田委員が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、添田委員の退席をお願いします。事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇番 外 9 筆 地目：田 地積：13,938 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (85)

申請人譲渡人：東京都〇〇市〇〇〇〇〇〇〇番地〇-〇〇〇 〇〇〇〇 (75)

譲受人耕作地 自作地：13,481 m² 借入地：なし 計：13,481 m²

申請事由：贈与による

権利内容：所有権移転 贈与

- 事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏より贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 5 ページに位置図、6 ページに申請地図を添付しております。
以上でございます。
- 議長 審議番号 3 番について、地区担当：永水推進委員に説明をお願いいたします。
- 永水推進委員 担当の永水と申します。ただいまの案件についてご説明させていただきます。先日譲受人である〇〇氏から農地の贈与についての説明を受けました。当該地につきましては、譲渡人の父親の所有でありましたが、先日亡くなられ娘である〇〇〇〇氏が相続されたものの相続人は東京在住で維持管理が困難でありますので親族である〇〇氏に面積 13,938 m²を贈与するものであります。所有権移転については問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？
- 会場 【なしの声】
- 議長 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いします。
- 議長 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで、推進委員の交代と添田委員の入室をお願いします。
- 議長 長 続きまして、審議番号 4 番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇番 地目：田 地積：1,879 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 (66)

申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇 (66)

譲受人耕作地 自作地：61,264 m² 借入地：96,778 m² 貸付地：なし 計：158,042 m² 申請事由：規模拡大

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇〇〇氏が、譲渡人の〇〇〇〇氏より売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして7ページに位置図、8ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号4番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。

松本推進委員 地区担当の松本と申します。先ほど事務局の方からご説明がありましたとおり、先日〇〇〇〇さんから連絡がありました。譲渡人の〇〇〇〇さんから規模拡大ということで、〇〇〇〇さんが農地売買で取得されます。特別問題はないようですのでご審議をお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号4番について、ご質問はございませんか？

武田委員 〇〇〇〇さんは、〇〇ですよ？この〇〇地区でどのくらいの面積作られてあるんですか？

松本推進委員 その辺りはちょっと分かりません。

武田委員 土地持っているんですよね？

副会長 〇〇に土地を購入されてます。

武田委員 埋め立てはしてないですよ？

副会長 そんなことはないです。

武田委員 〇〇埋め立てが多いじゃないですか。〇〇、〇〇、〇〇〇周辺。それは絡んでないですよ？

副 会 長 麦を作っていっちゃいます。

武 田 委 員 じゃあいいです。でもここ麦を作るってことですけど、〇〇〇の裏側は湿地帯ですよね？この土地見る限り、〇〇〇の裏側のところって麦できないんじゃないですか？

議 長 たぶん麦か米を作られます。

副 会 長 〇〇に大きな農業用倉庫があって、機械とか農機具とか入れてあります。〇〇でも同じようにしてあります。

武 田 委 員 〇〇でも作られているんですか。分かりました。

議 長 他にご質問ございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで推進委員の退席をお願いします。

議 長 続きまして、議案第 20 号を議題といたします。

事 務 局 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 5 年 6 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二
それでは、4 ページをお願いいたします。

農地法第 5 条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番〇 外 6 筆 地目：田 地積：2,027 ㎡

転用目的：事務所・駐車場・資材置場

農地区分：第 2 種農地

申請人譲受人：大阪府〇〇市〇〇〇〇-〇〇-〇 株式会社 〇〇

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇

事 務 局	この申請は、譲受人の株式会社 ○○が譲渡人の○○○○より売買で取得し、事務所・駐車場・資材置場として転用を計画しているものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、9 ページに位置図、10 ページに申請地図、11 ページに土地利用計画図、12 ページに断面図・構造図、13 ページに平面図、14・15 ページに立面図を添付しております。以上でございます。
議 長	審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？
武 田 委 員	これ○○って、○○の業者ですか？
事 務 局	○○○○です。
議 長	今朝現地確認してきました。
武 田 委 員	工場前の土地を整理されるってことですか？
議 長	そうです。
武 田 委 員	分かりました。
議 長	その他ご質問はございませんか？
会 場	【なしの声】
議 長	質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
副 会 長	続きまして、議案第 21 号を議題といたします。 番号 14 番について田子森委員、番号 17 番について縄田会長が、「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、松尾委員、田子森委員、縄田会長の退席をお願いします。
事 務 局	それでは、6 ページをお願いいたします。 議案第 21 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。

(1) 利用権設定が新規 27 件 64 筆 106,173 ㎡、更新 6 件 20 筆 38,497 ㎡、計 33 件 84 筆 144,670 ㎡、所有権移転が 1 件 1 筆 1,008 ㎡

事務局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは 7 ページから 13 ページをお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますがご審議
よろしくをお願いいたします。以上でございます。

副会長 本案について、ご質問はございませんか？

武田委員 この〇〇番〇〇さん、昨日私注意に行ったんですが、田んぼを作られるのはいいんです
けど、草刈りを一切しない。今、麦刈られて、麦刈った後に切ると。でも今田植え時期
なんで、皆さん草刈りして、水管理して、水はいるようにやっているけどこの方はここ
数年やってない。道に入れないので、私が機械で今年に入って 3 回切ったんですけど、
その話をしても、「あ、してくれとんやね」という程度で、〇〇地区の農事区からすれ
ば非常に困ってます。

今後ちゃんとした人に管理してもらわないといけないけど管理できない人は簡単に許可出す
ことじゃないと思います。そうでないと嘉麻市内の、〇〇君や、〇〇推進委員の息子さ
んもそうだと思うけど、若くて麦作をやろうとしてある方が田んぼを管理しても、その
人たちが管理しないので、この程度でいいんだっていう風になってしまいます。それを
指導しなくちゃいけない。それを農業委員会がやるのか、農政なのかわからないけれど。
地域が困っているのに、農業委員会で許可出したらいけないと思っています

副会長 うちもこの〇〇さんが賃貸借した土地があって、もうずっとその土地だけ草が刈られ
ていません。周囲は全部刈ってあるのに、私もあんまりと思ひまして、農業委員になっ
てから、こちらのおうちに出向きましたが一回も家におられない。忙しいと。
田んぼにいらっしゃったとき見つけて、息子さんに、このような状態になってますけど、
もし田んぼがいっぱいあって大変で管理できないなら、地元の人に契約を変更してもら
えないかと伝えたんです。「ああそれでいい」と。

武田委員 その程度なんです。

副会長 そういような形でそれは全部契約終了したんです。それで草を管理することは
もっともなことと思うけど、やはり管理しないからと言って、利用権を設定することが
できないというような規定はないので。

武田委員 規定があるんじゃないじゃなくて、地域が困ってる。これ〇〇でしょ？今回借りるの。

副会長 これ〇〇と〇〇です。

武 田 委 員	〇〇でも見られたらいいと思います。土手から草が落ちています。刈らないから。畦とかじゃない。例えば壁面ありますよね？弁がありますよね？それが浮いてる。放置しすぎて。それでたまに草を刈られる。ご自分のところは良いですよ。切った草が下に流れるんですよ。
副 会 長	水路に。
武 田 委 員	はい。その管理を地元の人がやってる。非常に困ってる。うちはいまもう対策を練って、もう作ってもらわないようにしていきます。農業委員でこれ簡単に許可出して、他にも管理されてない人いますが、〇〇さん広すぎて今お名前出していますけれど。貸し借りを止めることはできないけど、考えるべきではないかと。ちゃんとしないと全部荒れると思います。 農業委員として OK なんですか、管理されない人に簡単に手を挙げて、貸すのは大丈夫なんですか もっと農業委員さんで考えたほうが良いんじゃないですか。 貸せませんって言いたいけど、貸せませんっていう前に、ちゃんとこの耕作をしようとしてる人の管理をしないといけないんじゃないんですか。
井 手 委 員	〇〇で関連してですが、一町ちょっとの耕作者が、90 何歳になってできなくなったと。〇〇から刈ってくれということで全部麦とか大豆とか作られてました。畦とか道とかやっぱり忙しいです。そして草刈りしてくださいって言ったり、溝掃除は出てきてくださいと話をしてみえられました。でも、地権者、要するにその田んぼを貸してる人が、見かねて、もうできないなら解約をしてくれと言いいに行かれて地元の〇〇でだれか作ってくれないかと相談があって、うちは若い方がいっぱいいるので、相談したら作りましょうという話になったので解決できました。 集積とかたくさん作ってる人はやはり手が回らないのはわかりますが、草を刈らないという理由にはならないです。 地権者がやっぱり選んで、ピシッとしてくれるという確約の下で利用権設定しないと、安易に自分らもできないから、だれかいけないかということで多分そうされると思うんです。その辺を地権者とよく話をしないといけないのではないかと思います。 地権者はとにかく自分で作れないから誰かしてくれしてくれしかないんですよ。
副 会 長	ありがとうございます。現実的な見解ですよ。
中 嶋 委 員	農業委員会の中で、利用権扱っていますが、僕らに話が入ってくるのが農業委員会総会の中でしか入ってこない。農事区長には話があると。だから利用権の申請をしたときにそこでぴしっと言わないと。そして農事区長会があると思います。その中で話をしないと、この中で話をする場じゃないと思うんですよ。
武 田 委 員	私はこんな性格なんと言えますが、やはり角が立つとかいうところで、言われない人が多いです。ましてや今言ってるように作ってもらっている地権者、地権者も例えば〇〇とか〇〇とか広くて作りやすい。〇〇なんかは山つきなので作れない人たちがいっぱい

いて、あずけて作ってもらってるっていうのが強い。

だから放置になっても、地権者のとこにいったってどうにかしてくださいって言ったとしても、力が弱い。だからそこはだれかが協力してやらないと、農業委員じゃなくて、ほんとに農事区長さんたちが、出てくればいいけど、農事区長さんたちも、順番で回ってきて、農事区長やっているのだから皆さん中々言える人もいないです。嘉麻市自体にある一定の基準を決めてもらうのが一番いいけど、中々決まらない。

嶋田委員 農事区長に、まずその契約をする前に、例えば、〇〇さん、〇〇さんあたりがですね、区長さんに会って、この〇〇さんが受けられるのであれば、事前に相談をして、どういう事柄か聞いてもらう。それと草刈りそのものができないのであれば、この方たちは契約しなくていい。ほか探せばいいので。それと、農事区長辺りは、そういった類の仕事をしてもらわなくてはいけない。農事区長は、排水が壊れたとか、水漏れがするとか、そこの代表ですから。まず農事区長さんたちがこの方に注意勧告をすると。そういったことをしないとこの問題は、中嶋委員が言うように私たち農業委員会はこれを決定するだけで、議論するわけではありませんから。そういったところで事前に調べてもらわないと。それしか言いようがありません。

田中委員 4年くらいで、規模拡大がどんどん増えたわけです。近くの方ももうできないということで8件農家があったんですけど、8件分土地を受けたわけです。それでどんどん規模拡大して、今話があったように、草刈りができない。去年から私、土地の所有者の方で年が若い方がいらっしゃるので、私は草を全部刈ってくれと力強く協力をいたしました。それでなければ私は作らないと。そうしないと大変です。70過ぎて、若い人がおるところはもう全部刈ってくれとそれで都合よく問題なくできています。以上です。

副会長 ありがとうございます。皆さん貴重な意見で現実的な見解で、今それぞれ各委員が発言されたことを参考にさせていただいて、いい前向きな対応をお願いしたいです。

武田委員 利用権設定の前の段階で、ある程度農事区長に話が来た時点で、話が来ればうちなんか農事区長も私ですので、もう作らせないっていう。そういう風にはっきり話ができる状況を作っていないと、書類だけで決まっているので。

副会長 事務局といたしましても、今の話を聞いて、まとめていただいて、農事区長会に前段の話の時に、しっかり地主の方、それから利用権の設定を受ける人に対する情報、やはり作ってもらうことにするには、良い環境の中で、作り方をしてほしいという地域の願いもあるので、田中委員の言われるような方向もありますし、やはりまとめて農事区長会にかけてもらいますようにお願いします。

副会長 その他ご質問ございませんか？

会場 【なしの声】

副会長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

副 会 長	本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
副 会 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。 ここで、田子森委員、縄田会長の入室をお願いします。
議 長	続きまして、議案第 22 号を議題といたします。
事 務 局	それでは、14 ページをお願いいたします。 議案第 22 号 農用地利用配分計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見が 求められているため審議に付する。 令和 5 年 6 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。 それでは 15 ページをお願いいたします。 今月は（１）利用権設定（中間管理事業）１件 １筆 1,514 ㎡の申請がっております。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますが、ご審 議よろしくをお願いいたします。 以上でございます。
議 長	本案について、ご質問はございませんか？
会 場	【なしの声】
議 長	質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会 場	【挙手】
議 長	賛成多数であります。 よって、本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 23 号を議題といたします。
事 務 局	それでは、16 ページをお願いいたします。 議案第 23 号 令和 4 年度の最適化活動の点検・評価について 標記の件について農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みの点検・評価 として別紙のとおり審議に付する。 令和 5 年 6 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局	本日お配りしています別紙 様式3の令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価をお願いします。 本案は、令和4年度に提出されました活動記録簿を集計しまして月ごとの実施状況となっていて、4月にお支払いをしました農用地利用最適化交付金による上乘せ報酬の数字となっています。 次に(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果 ① 成果目標の達成状況につきましては、農地集積や遊休農地等の目標と実績等になっています。 ② 自己の点検・評価につきましては、最適化活動の実施状況や目標の達成状況を踏まえ、記入をお願いします。 今月23日金曜までに提出をお願いします。
事務局	次に2 農業委員会による点検・評価。全体としての評語につきましては、初年度であり目標に対して活動がうまくいかず期待を下回る結果となりました。また、総会で出された意見を取りまとめ記載することになっています。 続きまして別紙様式4の令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をお願いします。 1 最適化活動の成果目標につきましては、農地の集積や遊休農地の解消等の目標や実績となっています。 2 最適化活動の活動目標につきましては、活動の目標や実績となっています。 3 点検・評価結果につきましては、農業委員会の点検・評価結果等となっていますのでご確認ください。 後日、農業会議と県に報告をし、市のホームページに公開することになっています。以上でございます。 様式4につきましては、申し訳ありません。当日お配りする予定でありましたが、後日皆さんに送付させていただきます。ご迷惑おかけします。
事務局	様式4については少し補足説明をさせていただきます。別紙様式3というのは、今お手元に35枚、35人の委員さんの分をお配りしております。嘉麻市の委員さんは、どのくらい活動しているかを委員の皆さんにご報告するものであります。こちらの様式3の方から下の達成状況、集積とか遊休農地の解消とかの面積が、35人で活動しておりますので、35で割った数字が入っております。これを集計したものが様式4という形になるんですが、この活動の内容を様式4に移し替えて、今まで毎年行っておりました点検評価と、同じような様式がございます。 この様式は一人一人の分はHP等で公表はしません。この様式3を取りまとめた様式5をHPの方で公表させていただきたいということで この活動内容をご承認いただくご確認いただくというものになっております。 以上でございます。
議長	今事務局の方から説明がありましたとおり、この活動報告を集計してHPに載せる、

	載せていいかという確認を、皆さんで賛成を取りたいと思います。
田 子 森 委 員	この活動内容について始まる前に中嶋委員と話していたんだけど、これ、個人的に活動していることがあって、最適化の分に適しないと思い、これは個人的な活動と思って載せていないものがあるんですが、そういう小さい所まで日誌に載せたほうが良いですか？
議 長	そういった場合、載せてくださいということで報告をお願いしたいと事務局から話していたと思いますので今までしていなかったなら、実績報告はこんな風に報告しますので、今度から細かいところまで載せていただくように、そして活動を集計した時の数字などの実績の点検をよろしくお願いします。
中 嶋 委 員	例えば、農事区で草刈りとかありますが、それは農業委員会からするとあまり関係ないことですか？
議 長	田んぼの見回りをしたとか、何かの時に、異常があったとか、異常がなかったとかいうのが点検で、草刈りとかは出事ですから
藤 嶋 委 員	話し合いなどは？
事 務 局	その草刈りの活動の中で、この様式の中のものに該当するような話し合い、あそこの土地を誰か借りる人はいないかとか言ったところで、その草刈りの活動に出て、そういう風なお話があったときには、その旨を記載していただければ、そちらにチェックを回数としてカウントしていきます。あくまでもですね、最適化活動に関する、チェック、数字として挙がっていきます。だからほかの会議の出席とか、そんなのももっときちんとたくさん委員としての活動はもっとされてあるんですが、こちらの分は最適化活動に関する点検・評価ということになりますので、もう５分でも１０分でも、皆さん集まってお話ししてあそこの土地がどうだ、あそこの土地は荒れてきたね、どうにかせないかんねとかそういう風な話し合いをしたとかそういった事も記載していただければこちらの最適化活動に、該当すると判断されれば、回数として挙がっています。以上です。
井 手 委 員	関連してですが、私、農業委員という立場と農事区長という立場があって、その区別がしにくい。例えば草刈りを集めるのは農事区長としてやっているんで草刈りが終わった後に、この田んぼを誰か作ってくれないだろうかという話があって、だれかいなだろうかといった話、そういうことがたびたびあるんですよね。だからその辺の多分私の実績報告には農事区長としての対応などもすべて書いてあるんです。区別しにくいからですね。そちらで取捨選択していただくしかないなと思っているんですよね。
藤 嶋 委 員	これは実績報告として出したものをカットするということもあるわけですか。
事 務 局	最適化活動と関係ないという活動についてはカットしてあります。様式に細かく書

		いてあると思うんですけど、これに該当する分だけを、拾い上げて記載しております。
藤 嶋 委 員		活動報告書の書き方の中に、農地でだれかと会って立ち話をしたとか書いてありますけど、そういう風なのはどこに書いたらいいですか。
事 務 局		その話の内容で、遊休農地の発生、あそこの土地が荒れていたとか、それを見に行ってみたとか、そういうことであれば農地パトロールでカウントしていきます。その状況でできるだけ、該当してるよっているような、書き方をしていただくのが事務局的には非常に助かります。
藤 嶋 委 員		ただ、先ほどのような立ち話をしたというだけの場合はどうしたらいいですか
事 務 局		できればその土地の情報を仕入れたのであれば、現場にご確認に行っていたいただければと思います。
議 長		できるだけ事細かに書いていただいて、出していただいて、計算は事務局がすると思いますので、日報をきちっと、最適化の推進になるようによろしくお願いしたいと思います。
議 長		それでは、議案第 23 号については、それぞれ原案のとおり決定してよろしいでしょうか？
会 場		【異議なしの声】
議 長		それでは議案第 23 号につきましては、原案のとおり決定したいと思います。続きまして、通知第 6 号を議題といたします。
事 務 局		それでは、17 ページをお願いいたします。 通知第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 5 年 6 月 9 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二 今月は 2 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており 18 ページに報告書を添付しております。以上でございます。 本件は報告のみでございます。
議 長		最後に、会議次第 5 番、その他に入らせていただきます。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局		次回総会の日程について、7 月 10 日（月）10：30～となっております。 以上でございます。

議 長	委員さんの方からは他になにかございますか？
武 田 委 員	いいですか。何か月前か〇〇の太陽光の件でちょっと耳にしたんですけど、反対運動が出てるっていう
井 手 委 員	〇〇です
武 田 委 員	〇〇ですか？〇〇じゃなくて、〇〇の現地確認したところ
議 長	あれは〇〇の裏側です
武 田 委 員	あそこはどういう風になったんですか？
井 手 委 員	事務局長とも話をしましたけど、要するに地域で説明会を行政区長の方で回覧を回して、業者と施工業者が来ましてそこでどういう工事をしますよっていう 住民説明会のようなもの設定をしてもらって、そのあと近くの組長さん2件と私は時々行ったりして、これは私の方から言いました、はっきり言って止められませんと。止められないならどうするかということで、こちらの要望を向こうに伝えて、具体的に言うと、境界があればフェンスを引いて、フェンスが目立たないようにフェンスに植栽をしてもらって、あとは水の排水。排水の計画はため池に全部集めるという計画だったのでそれは無理でしょとこちらの今ある個人宅の横にある排水を現地立ち合いでこちらはこちらに流すとか、具体的に現場立ち合いで、組長さんと私と業者さんで話し合いをして、譲歩してもらった形になっています。 要するに、あまり周りの家の意見を、家によってずっと引いてくれっていうのもあるし、それを向こうの業者に飲んでもらったってことです。
武 田 委 員	じゃあ、もうできるってことですか？
井 手 委 員	できるということです。結果的には。そうしたらどっかでこちらの議を取らないといけない。
武 田 委 員	そうですか。
井 手 委 員	それしかなかったんですよね。反対は反対ですよ。しかし、しょうがないでしょという雰囲気。
武 田 委 員	なってしまっているんですね。〇〇なんかは前許可出てるんやけど家一軒太陽光の真ん中にあるんですね。それは問題ないのか。
井 手 委 員	電磁波の問題もありますから。計器を向こうの方から組長に、渡してもらって。それで組長が随時、業者から言えば年に1回か2回しか測定をしないものを、測定器を貰っ

て、それで測定してもらえるようにそこまでは譲歩しました。入り口が狭いので、よそに材料を置いてそこから軽トラでピストン輸送するという最初の説明会があったんですけど、要するに、農事区の土地に置いたり、トラックがつけたりしたので、私の方に連絡があり、元請け、〇〇の元請けの方に連絡して約束が違うじゃないかと私がクレームを言って対策をしてもらいました。

だから私は向こうの業者との話で具材を近くにおいて、作業する所が熱いから、日陰の小屋の横で休んでるんですよ弁当食べながら、私よく見るんですよ。そういう休憩所をちゃんと整備してね、働く人の為にもちゃんとせないかんのじゃないですかと連絡しました。

武 田 委 員 分かりました。

井 手 委 員 まだあの業者はいい方です。こっちの業者は、もう…
もうだめです。〇〇のため池があるので水が流れてくるから貯水池になるからここまで買いなさいと。あまり言うたら脅迫になるから言わないけど二回ほど言いました。市役所の方も盛土をするように言いましたと。その先どういう風に排水をするのか、大雨になったときどういう風に排水するのかっていう。被害が出た時に、私としては〇〇のため池、水利権しかないんですね。市の土地ですから。その時に責任云々いい気分はしないと思って、とにかく手放したいと思って向こうに言うたんですが、向こうからはまだ返事は来ていません。

武 田 委 員 分かりました。

議 長 委員さんの方から他に何かございますか？

会 場 【なしの声】

事 務 局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 以上をもちまして、令和5年第6回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

2 番委員

3 番委員
